

標準開示フォーマット(特定非営利活動法人用)

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

■ 法人名称	<input type="text" value="特定非営利活動法人 フロンティア会"/>
■ 所轄庁	<input type="text" value="宮崎市"/>
■ 主たる事業所の所在地	<input type="text" value="〒880-0803 宮崎市旭2丁目2番32号 岡崎ビル3階"/>
■ 従たる事務所の所在地	<input type="text"/>
■ 代表者氏名	<input type="text" value="理事長 平尾 隆光"/>
■ 法人設立登記年月日	<input type="text" value="平成18年9月19日"/>

■ 定款に記載された目的	<input type="text" value="(1) 障がいを持つ者や外国人を含む全ての若者(以下、全ての若者)に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことを目的とする共同生活の場や交流を目的とする場の提供に関する事業を行い、自立した一人の人間として力強く生きることの支援を目的とする。
(2) 中高齢者が培った専門知識・技能・技術・経験を貴重な人的財産と考え、ボランティアではなく有償で責任を持つ労働力として活かせるような仕組みづくりに関する事業を行い、中高齢者の経済活動の活性化を促進し、生きがいを見出すのと同時に、地域の活性化に寄与することを目的とする。
(3) 全ての若者およびその保護者などに対し、専門的な技能・資格習得の為の職業訓練、カウンセリング、就職支援、雇用開拓、セミナーの開催などに関する事業を行い、働く意欲の喚起、職業能力の開発、雇用の拡充に寄与することを目的とする。
(4) 自然環境の保全及び復元、物質資源の再生や循環、環境理解と教育の促進等の分野において、自然との共生、持続ある循環型社会の形成に寄与するこ"/>
--------------	--

■ 活動分野	<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input checked="" type="checkbox"/> 社会教育	<input type="checkbox"/> まちづくり
	<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input checked="" type="checkbox"/> 環境の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 災害救援
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域安全	<input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和	<input checked="" type="checkbox"/> 国際協力
	<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> 情報化社会
	<input type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input checked="" type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会
	<input type="checkbox"/> 消費者の保護	<input type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	

■ 事業活動の概要 (400字以内)	<input type="text"/>
-----------------------	----------------------

公開用電話番号 <input type="text" value="0985-71-4755"/>	■ ファックス <input type="text" value="0985-71-4755"/>
---	---

■ ホームページ <input type="text" value="http://ability-ss.org/frontier/"/>	■ メールアドレス <input type="text" value="frontier@ability-ss.org"/>
---	--

■ 常勤職員数 <input type="text" value="3名"/>

■ 認定 <input type="checkbox"/> (認定NPO法人の場合は、チェックを入れて、以下の項目も入力)	
認定年月日 <input type="text"/>	認定満了日 <input type="text"/>

<input type="checkbox"/> 相対値基準	<input type="checkbox"/> 絶対値基準	<input type="checkbox"/> 条例指定	<input type="checkbox"/> 仮認定
--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------

■閲覧書類の添付 定款

事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLをご記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度(直近の決算) 平成22年度(平成22年04月01日～平成23年03月31日)

■ 活動計算書/収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	19665789	0	19665789
1. 受取会費			0
2. 受取寄附金			0
3. 受取民間助成金			0
4. 受取公的補助金			0
5. 自主事業収益 (うち介護事業収益)	15859100		15859100 0
6. 受託事業収益 (うち公益受託収益)	3623000		3623000 0
7. その他収益	183689		183689
II 経常費用計	11800416	0	11800416
1. 事業費 (うち人件費)	9088869 0		9088869 0
2. 管理費 (うち人件費)	2711547 589818		2711547 589818
III 当期経常増減額	7865373		7865373
IV 経常外収益計			0
V 経常外費用計			0
VI 経理区分振替額			0
VII 当期正味財産増減額	7865373		7865373
VIII 前期繰越正味財産額	-6100296		-6100296
IX 次期繰越正味財産額	1765077		1765077

■ 貸借対照表

平成23年04月01日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	1157753	1. 流動負債	233761
2. 固定資産	841085	2. 固定負債	
		負債合計	233761
資産合計	1998838	III 正味財産の部	
		正味財産合計	1765077
		負債及び正味財産合計	1765077

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他

(その会計基準名) →

■ 監査の実施

監事監査

特定非営利活動法人 フロンティア会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 フロンティア会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人の目的は次のとおりとする。

- (1) 若者に対し、基本的な生活習慣の習得を目的とする共同生活の場や交流を目的とするゲストハウスの提供に関する事業を行い、自立した一人の人間として力強く生きることの支援を目的とする。
- (2) 中高齢者が培った専門知識・技能・技術・経験を貴重な人的財産と考え、ボランティアではなく有償で責任を持つ労働力として活かせるような仕組みづくりに関する事業を行い、中高齢者の経済活動の活性化を促進し、生きがいを見出すのと同時に、宮崎の活性化に寄与することを目的とする。
- (3) 働く意欲があり就業を希望する求職者（一般、若年者、ひとり親家庭、障害を持つ者、高齢者等）や、働く意欲が不十分なニートなどの若年者およびその保護者などに対して、専門的な技能・資格習得の為の職業訓練、カウンセリング、就職支援、雇用開拓、セミナーの開催などに関する事業を行い、職業能力の開発・雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若者の共同生活場・ゲストハウス 事業
- (2) 中高齢者労働力再活用 事業
- (3) 職業訓練、キャリアコンサルティング、就職支援、雇用開拓、セミナー 事業
- (4) 上記(1)から(3)の事業に関して、国・県・市町村の動向を調査・研究し、アウトソーシングや民間委託等の受け皿づくり 事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含

まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問若干名を置く。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、

出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第43条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、

理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、支出することができる。
2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

第44条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第45条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選任)

第49条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するために、この法人に、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

(委任)

第54条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 当初役員の規定につき省略
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年05月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年03月31日までとする。

上記は定款の原本と相違ありません。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 フロンティア会

理事長 平 尾 隆 光

平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人 Frontier
フロンティア会

1 事業の成果

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 全ての若者に対する共同生活の場や交流を目的とする場の提供 事業

① イベント事業は、実行委員会により継続させる。・・・以下のイベントを行った。

第22回	平成23年07月10日(日)	海で遊ぼう&バーベキュー	宮崎港あたり
第21回	平成23年03月27日(日)	バーベキュー&レクリエーション	天神山
第20回	平成22年12月26日(日)	餅つき&豚汁	宮崎市恒久おせっかい館
第19回	平成22年11月07日(日)	レクリエーション	宮崎市南部体育館
第18回	平成22年8月07日(土) から08日(日)	テント泊キャンプ&ハン ゴウ炊飯	宮崎市内海のオーシャンヒルオー トキャンプ場

② 日本一周プロジェクト用のバスの購入およびバスの改造を行う。・・・

平成22年06月26日、バスが納車になる。それ以降、内部の改造に着手。

③ おせっかいおじさん・おばさんプロジェクトの実施。・・・

平成22年04月01日、(独)福祉医療機構助成金が決定。

平成22年07月02日、おせっかい館の設置。活動開始。

平成23年03月31日、事業終了により、閉鎖。

④その他、関連事業の研究・開発を行う。・・・

平成22年11月01日、宮崎市公園愛護会事業を開始。公園のトイレ清掃を週2回行っている。

(2) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス 事業

①障害者自立支援法による、精神障害者の共同生活援助施設(グループホーム)設置の検討を継続。・・・今年度は実施できなかった。

(3) 児童福祉法に基づく児童福祉サービス 事業

①児童福祉法による、自立援助ホーム設置の検討を継続。・・・今年度は実施できなかった。

(4) 中高齢者労働力再活用 事業

①本年度は、(1)(2)(3)の事業に全力を尽くすので、本活動は行わない。ただし、機会があれば随時実施する。・・・本年度は実施できなかった。

(5) 職業訓練、キャリアコンサルティング、就職支援、雇用開拓、セミナー 事業

①緊急人材育成事業による、基金訓練を実施する。・・・

●初級リーガルアシスタント育成科2期を開催した。平成22年09月01日～平成23年02月28日。

●マンション管理人材育成科は、認可になったが、訓練生があつまらず、中止となった。

●NPO人材育成科1期を開催した。平成22年08月02日～平成23年01月31日。

- NPO人材育成科2期を開催した。平成23年02月01日～平成23年07月29日。
- リーガルアシスタント育成科3期を開催した。平成23年03月22日～平成23年09月21日。
- 合宿型訓練は、開催できなかった。

②ユースアドバイザー養成講座を開催する。・・・

宮崎市市民活動補助金事業として、「ユースアドバイザー養成講習会」を開催。

第1回 平成22年10月17日、24日、31日。

第2回 平成23年03月05日、19日、26日。

(6) 調査研究、社会啓発、人材育成、支援活動 事業

①事業を遂行する上で、必要となる活動を行っていく。・・・今年度はなかった。

(7) その他目的を達成するために必要な事業

①事業を遂行する上で、必要となる活動を行っていく。特に、各種補助金等の申請を積極的に行う。
 ・・・各種補助金の申請を行った。

別紙 年間活動記録

平成22年度

財 産 目 録

平成23年03月31日現在

特定非営利活動法人 フロンティア会

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	0	
普通預金 宮崎太陽銀行南支店	138,444	
普通預金 ゆうちょ	950,711	
普通預金 ジャパンネットバンク	4,498	
普通預金 宮崎銀行	64,100	
流 動 資 産 合 計		1,157,753
2 固定資産		
車両運搬具 三菱フソウバス中古	850,000	
車両運搬具 YAMAHAジェットスキー-T650中古	126,101	
車両運搬具 トヨタノア中古	270,000	
車両運搬具 ホンダZ中古	120,000	
什器備品 ノートパソコン中古	500,000	
減価償却累計額 △	1,125,016	
敷金 岡崎ビル	100,000	
固 定 資 産 合 計		841,085
資 産 合 計		1,998,838
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金 その他	19,893	
預り金 残代	73,185	
代表者借入金 平尾 隆光	140,683	
流 動 負 債 合 計		233,761
負 債 合 計		233,761
III 正 味 財 産		1,765,077

平成22年度

貸借対照表

平成23年03月31日現在

特定非営利活動法人 フロンティア会

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	1,157,753	
流動資産合計		1,157,753
2 固定資産		
車両運搬具	1,366,101	
什器備品	500,000	
減価償却累計額 △	1,125,016	
敷金	100,000	
固定資産合計		841,085
資 産 合 計		1,998,838
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	19,893	
預り金	73,185	
代表者借入金	140,683	
流動負債合計		233,761
2 固定負債		
固定負債合計		
負 債 合 計		233,761
III 正味財産の部		
1 繰越金残高		
前期繰越金	1,765,077	
次期繰越金	-6,100,296	
その他の正味財産	7,865,373	
正味財産合計		1,765,077
負債・正味財産合計		1,998,838

平成22年度 収支計算書
(平成22年4月1日 から 平成23年3月31日 まで)

特定非営利活動法人 フロンティア会

科目	平成22年度 予算額	平成22年度 決算額	増減	備考
I 収入の部				
1 会費収入	0	0	0	
2 事業収入	12,000,000	15,859,100	3,859,100	
2 補助金等収入	0	3,623,000	3,623,000	
3 寄付金収入	0	15,000	15,000	
4 雑収入	0	168,689	168,689	受取利息、売却益含む
5 借入金収入	0	0	0	
6 特定預金取崩収入	0	0	0	
7 固定資産売却収入	0	0	0	
8 繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	12,000,000	19,665,789	7,665,789	
前期繰越収支差額	-6,100,296	-6,100,296	0	
収入合計 (B)	5,899,704	13,565,493	7,665,789	

科目	平成22年度 予算額	平成22年度 決算額	増減	備考
II 支出の部				
1 事業収入に係る経費計	5,899,704	6,054,341	-154,637	
2 補助金事業に係る経費計	0	3,034,528	-3,034,528	
3 管理費	0	2,711,547	-2,711,547	
役員報酬	0	0	0	
給与・手当	0	589,818	-589,818	
雑給	0	0	0	
外注費講師等	0	0	0	
広告宣伝費	0	10,000	-10,000	
発送配達費	0	0	0	
支払手数料	0	0	0	
旅費交通費	0	37,970	-37,970	
通信費	0	239,506	-239,506	
接待交際費	0	216,269	-216,269	
地代・家賃	0	0	0	
減価償却費	0	771,698	-771,698	
修繕費	0	0	0	
保険料	0	82,950	-82,950	
租税公課	0	61,100	-61,100	
水道光熱費	0	213,799	-213,799	
事務用品費	0	0	0	
消耗品費	0	2,297	-2,297	
車両費	0	13,815	-13,815	
寄付金	0	0	0	
リース料	0	0	0	
新聞図書費	0	39,327	-39,327	
諸会費	0	0	0	
新聞・図書費	0	0	0	
燃料費	0	203,178	-203,178	
会議・研修費	0	19,650	-19,650	
雑費	0	210,170	-210,170	除却損を含む
4 固定資産取得支出	0	0	0	
土地購入支出	0	0	0	
購入支出	0	0	0	
5 借入金返済支出	0	0	0	
短期借入金返済支出	0	0	0	
長期借入金返済支出	0	0	0	
6 予備費	0	0	0	
当期支出合計 (C)	5,899,704	11,800,416	-5,900,712	
当期収支差額 (A) - (C)	6,100,296	7,865,373	-1,765,077	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	1,765,077	-1,765,077	